

甲種防火管理新規講習（eラーニング）実施要領

瑞浪市消防本部

1 講習の目的

この講習は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき、政令（消防法施行令第3条第1項第1号イ）で定める防火管理者の資格取得を目的とする。

2 講習区分

甲種防火管理新規講習

3 eラーニングについて

本講習はインターネットを利用した学習形態「eラーニング」で行います。eラーニング講習期間内に受講サイトに接続すれば、いつでもどこでも受講可能です。なお、eラーニング完了後、実技訓練及び効果測定を受ける必要があります。

* eラーニングは、パソコン、タブレット又はスマートフォンで受講していただくため、Windows、Mac OS、Chrome OS、Android OS、iOS、iPad OSは最新版の動作環境が必要です。（スマートフォンの機種などによっては、動作しない場合がありますのでご注意ください。）また、約15GBの通信量(受講者負担)が発生します。LAN環境やWi-Fi環境などでの受講をお勧めします。

4 eラーニングによる講習期間

令和9年2月10日（水）から2月23日（火）の間で9時間

* 受付後、受講サイトのURLを電子メールで送付します。

5 実技訓練及び効果測定について

（1）日時 令和9年2月25日（木）又は令和9年2月26日（金）

選択したいいずれか1日の内、9時～10時（受付：8時30分から）

（2）場所 瑞浪市総合消防防災センター1階研修室

岐阜県瑞浪市土岐町112番地の1

6 申込期間

（1）一次受付(瑞浪市内在住、在勤者を対象)

令和8年11月24日（火）8時30分から11月30日（月）17時15分まで

（2）二次受付（定員に達しない場合のみ行い、市内在住、在勤の制限はありません）

令和8年12月1日（火）8時30分から12月7日（月）17時15分まで

7 受講対象者

以下に該当する事業所等の管理的又は監督的な地位の方

- (1) 延べ面積 300 ㎡以上で、収容人員 30 人以上の飲食店・物品販売店舗など
- (2) 延べ面積 500 ㎡以上で、収容人員 50 人以上の事務所・工場・官公署など
- (3) 延べ面積に関わらず、収容人員 10 人以上のグループホームなど

8 定員

40 人

9 申込方法

右記の二次元コード又は瑞浪市ホームページ内「令和 8 年度甲種防火管理新規講習（e ラーニング）の開催について」からお申し込みください。



10 テキスト代（受講料無料）

防火管理講習テキスト（東京法令出版株式会社）

5,110 円（消費税及び送料込み）

*申し込み時に入力した住所に振込用紙が送付され、入金を確認したのちテキストが送付されます。

11 その他

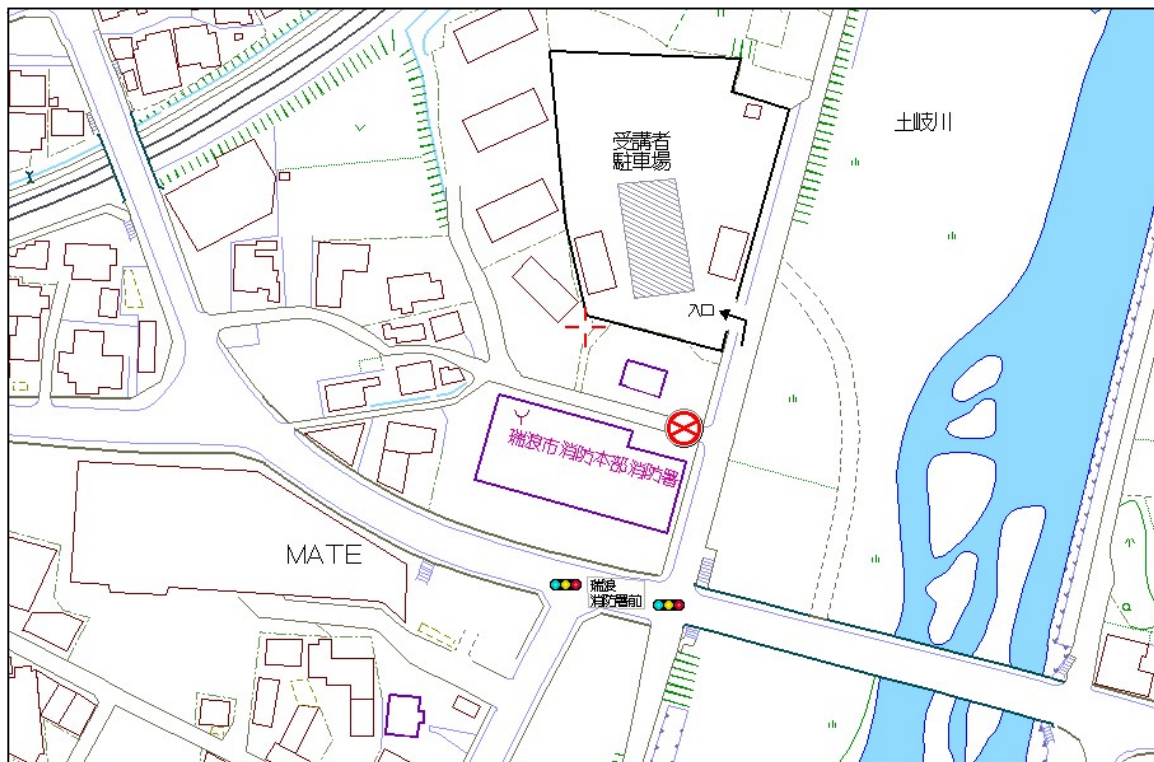
- (1) ご本人以外が e ラーニングを実施した場合は、いかなる場合でも修了証は発行できません。この場合、テキスト代の返金はできません。
- (2) 本人確認のため、e ラーニング受講中、申し込み時に登録いただいた連絡先へ連絡する場合があります。
- (3) 実技訓練及び効果測定日に気象警報などが発表され、自然災害による被害又は被害のおそれがある場合などは、やむを得ず延期する場合があります。その際は、申し込み時に登録いただいたメールアドレスへ連絡します。
- (4) 実技訓練及び効果測定日に体調不良の方は、来場をお控えいただき、消防本部予防課までご連絡ください。
- (5) 申し込み後、都合により受講できなくなった場合は、消防本部予防課までご連絡ください。
- (6) 実技訓練及び効果測定日の持ち物
筆記用具・顔写真付き身分証明書（運転免許証・マイナカード・社員証等）
- (7) 以下の資格や職務経験で防火管理者の資格がある者として取り扱われる場合がありますので申し込み前にご確認ください。

*次のような資格や職務経験などを有している方

- ・消防職員で消防士長以上の階級に 1 年以上あった者
- ・消防団員で班長以上の階級に 3 年以上あった者
- ・労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者
- ・防火対象物点検資格者講習を修了し、免状の交付を受けている者
- ・甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者として選任された者

- ・ 鉱山保安法に規定する保安管理者・保安統括者として選任された者
- ・ 国・都道府県の消防事務に従事する職員で、１年以上係長以上であった者
- ・ 消防防災担当職員（消防学校教職員、防災課職員で係長級１年以上）
- ・ 警察官（巡査部長以上を３年以上）又はこれに準ずる警察職員
- ・ 建築主事又は一級建築士で、１年以上防災管理の実務経験を有する者

1 2 実技訓練及び効果測定会場 駐車場（瑞浪市土岐町１１２番地の１）



担当所属	瑞浪市消防本部 予防課 査察指導係
担当者	宿谷・土本
電話番号	０５７２－６８－２００１
FAX	０５７２－６６－１０８０
E-mail	mfd.yobouka@city.mizunami.lg.jp
所在地	〒５０９－６１０１ 岐阜県瑞浪市土岐町１１２－１